|  |
| --- |
| **（別表）推進体制の取り組み**資料３ |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．広報媒体などによる推進 | 　障害者週間の時期にあわせて、広報ふなばし１面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための特集記事を掲載しています。 | 掲載内容について創意工夫するとともに、市のホームページ等を活用し、障害のある人への理解促進を図ります。[担当課]広報課、障害福祉課 |
| ２．精神障害者に対する理解の促進 | 　船橋市精神保健福祉推進協議会主催のこころの健康セミナーを年１回開催するほか、啓発用の小冊子を年１回発行し、精神障害者に対する理解の促進や精神保健福祉に関する正しい知識普及に努めています。　また、地域での支援活動者や家族を対象とした講演会等を開催しています。 | 　講演会等の開催により、精神保健福祉に関する正しい知識の普及に努めるとともに船橋市精神保健福祉推進協議会を通じて精神障害及び精神障害者の理解の促進を図ります。[担当課]地域保健課 |
| ３．障害者週間記念事業の実施 | 　１２月３日から９日の障害者週間の行事として、障害のある人の作品展やステージ公演などを盛り込んだ障害者週間記念事業を開催し、障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。 | 　障害者週間記念事業を開催し、その中で身体障害者補助犬の実演等の内容の充実を検討し、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。[担当課]障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．交流保育の推進 | 　定期的な交流保育を行うため、「船橋市交流保育実施要領」に基づき、交流保育を行っています。 | 　療育施設の発達支援児と保育園児が地域の中で育ちあうことを目的とした、公立保育園と療育施設との交流保育を行います。[担当課]公立保育園管理課、療育支援課 |
| ５．地域交流の推進 | 　障害者就労支援施設等が行う生産物販売や公園清掃、障害福祉施設等で行われる行事等を通じ、地域交流を行っています。 | 　地域交流活動を推進するとともに、交流推進のための広報活動も推進します。[担当課]障害福祉課 |
| ６．特別支援教育振興大会の開催 | 　特別支援教育振興大会として、合同作品展、合同発表会、教育講演会を開催しています。 | 　特別支援教育振興大会を開催することにより障害及び障害のある人の理解の促進を図ります。[担当課]総合教育センター |
| ７．障害福祉施設等との連携 | 　船橋市障害福祉施設連絡協議会や船橋障がい者地域福祉連絡会の会議に出席するなど障害福祉施設などとの連携を図っています。 | 　意見交換や要望を受けるとともに、行政の政策や方針を積極的に発信していくことで連携を深めます。[担当課]障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ８．学校教育における福祉教育の推進 | 　総合的な学習の時間に福祉の内容を取り上げ、福祉教育に対する理解を深めています。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校の特別支援学級や通常の学級との交流を行っています。 | 　総合的な学習や特別活動の時間において福祉教育の内容を取り上げるほか、体育行事や文化行事において交流の場を設けます。[担当課]指導課、総合教育センター |
| ９．生涯学習における福祉教育の推進 | 　まちづくり出前講座や身体障害者福祉センターの福祉体験講座の実施により障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。 | 　市民を対象としたまちづくり出前講座や福祉体験講座を実施するとともに、小学生を対象とした福祉体験講座を実施することで、障害及び障害のある人のさらなる理解の促進を図ります。[担当課]障害福祉課、社会教育課 |
| １０．身体障害者補助犬の啓発 | 　身体障害者の円滑な社会活動を推進するため、身体障害者補助犬法の啓発を行い、制度に対する理解と浸透を図っています。 | 　広報ふなばしや障害福祉のしおり、障害者週間記念事業での身体障害者補助犬の実演などを通じ、身体障害者補助犬に対する理解と浸透を図ります。[担当課]障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １１．ボランティアの養成、登録の推進 | 　身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学校のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や船橋市精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなど、ボランティア養成の支援を行い、ボランティアセンターへのボランティア登録を推進しています。 | 福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティア養成の支援を行います。また、ボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を推進するとともに、ボランティア希望者とボランティア派遣先との調整を行います。[担当課]地域保健課、地域福祉課、障害福祉課、社会教育課、各公民館 |
| １２．ボランティア活動の支援 | 　市民活動サポートセンターにて利用登録団体に打合せスペースの提供や情報発信の支援をしています。また市民公益活動公募型支援事業やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動に対しての支援を行っています。 | 　市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業の実施や、ボランティア活動に対しての支援を行います。[担当課]市民協働課、地域保健課、地域福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １３．障害福祉団体への支援 | 　障害のある人の社会参加や社会的自立の促進を図るため、障害のある人の地域社会への参加や福祉の向上に寄与している、障害福祉団体が実施する事業を支援するとともに、活動に要する事業費の一部を助成しています。 | 　障害福祉団体の活動に要する事業費の一部を助成するなど支援を行い、障害のある人の社会参加及び社会的自立の促進を図ります。[担当課]障害福祉課 |
| １４．障害のある人に関するマーク等の普及及び理解促進 | 　障害者団体等が作成する障害のある人に関するマーク等について、普及及び理解の促進を図っています。 | 障害のある人に関するマーク等について、普及及び理解の促進を図ります。[担当課]障害福祉課 |